

令和2年度第2回 石川県男女共同参画審議会（令和3年3月26日）発言概要

○開会

（大滝男女共同参画課参事）

ただいまから、令和2年度第2回石川県男女共同参画審議会を開催いたします。
はじめに、清水県民文化スポーツ部長から挨拶申し上げます。

○開会挨拶

（清水県民文化スポーツ部長）

皆さまご苦労さまでございます。本日は年度末の大変お忙しい中、審議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。そして、今年度は「いしかわ男女共同参画プラン」の策定、それから「DV防止計画」の改定のため、平年以上のご協力を賜りました。重ねてお礼申し上げます。

昨年7月に、この2つの計画の策定・改定について、当審議会に諮問させていただきました。

以降、審議会におかれましては、3つの小委員会を設置し、委員の皆様にはそれぞれの分野ごとに様々な角度から積極的に議論を重ねていただきました。

また、会長さんはじめ委員長さん、それから委員長代理の皆様には、3回にわたり委員長会議にご出席いただき、各小委員会でご出されたご意見の調整やとりまとめを行っていただいたところであります。

本日は、皆様のご尽力によりまとまりました、答申案などについてご審議いただくとともに、令和3年度の新規事業につきましてもご説明させていただくこととしております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員の紹介等

（大滝男女共同参画課参事）

本来でしたら、ここで委員の皆様をご紹介すべきところではございますが、お配りしました委員名簿をもちまして、紹介に代えさせていただきます。

本日は、浅野委員、越野委員、三野委員の3名が欠席され、委員20名中17名のご出席をいただいております。

それでは、議題に入ります前に、卓上のマイクについてご説明させていただきます。

卓上マイクの右側の下の方にあります発言の箇所をご覧ください。

ご発言いただく際は、こちらがオンのボタンを少し長めに押しいただきますと、手前のマイクの輪が赤く点灯いたしますので、その後、ご発言をお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、その隣の奥のボタンを押しいただきますようお願いいたします。

同時に複数の方がマイクをご使用いただきますと、お話が取れませんので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります。ここからの進行は八重澤会長にお願いいたします。

○議事進行

(八重澤会長)

みなさん、こんにちは。八重澤でございます。いつも通り各委員の皆様にご協力をいただきまして、議事を進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

まず、議題(1)の「いしかわ男女共同参画プラン2021」策定の答申案並びに

「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定の答申案について事務局からご説明をお願いいたします。

○議題(1)「いしかわ男女共同参画プラン2021」策定の答申案並びに「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定の答申案について

(山岸男女共同参画課長)

それでは、いしかわ男女共同参画プラン2021の答申案についてご説明いたします。答申案につきましては、昨年7月の当審議会で設置されました3つの小委員会において、これまでご審議を重ねていただき、先に実施いたしましたパブリックコメントの結果も踏まえまして、今週23日に開催しました委員長会議において、お取りまとめいただいたものでございます。

それでは、資料1-1をご覧ください。A3の縦の資料でございます。いしかわ男女共同参画プラン2021(案)の概要でございます。

まず、「第1章 計画の趣旨」の、1「計画策定の趣旨」です。

現行プランの計画期間の満了を迎えるにあたりまして、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分とはいえないことをはじめ、さまざまな分野におきまして課題が残されていることから、国の第5次基本計画も勘案して新たな計画を策定するもので、性別にとらわれることなく、すべての人が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶など、一層の施策の推進に取り組むこととしております。

次の2の「計画の性格と役割」でございます。本プランは、男女共同参画社会基本法と女性活躍推進法に基づき策定する都道府県計画でございます。

次に、真ん中から下の「第2章 計画策定の背景」についてでございます。

1の「社会情勢の変化」におきまして、左側に記載しております雇用環境の変化につきましては、働き方改革関連法に基づく取組が進められています。また、その右に記載しております女性等に対する暴力根絶の取組の必要性の高まりでは、平成29年10月に開設した、パープルサポートいしかわへの相談の約7割が20代以下の若年層からのものであり、若年層への教育や啓発の強化が求められます。

次に、ひとつとびまして3の「これまでの取組の評価」でございます。平成22年度に全国で初めて、すべての市町において男女共同参画計画及び条例が整備されたほか、女性就業率が全国トップクラスとなるなど成果がみられる一方で、先ほどご説明したような課題も残っており、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中、女性がさらに社会進出し、その能力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要となっております。

次に2ページをお開きください。「第3章 計画の基本的な考え方」についてです。1の「基本理念」につきましては、石川県男女共同参画推進条例第3条に掲げる、6つの基本理念を記載しております。次に2の「石川がめざす男女共同参画社会」は、本県が実現をめざす男女共同参画社会の内容としまして、「男女が共に活躍できる石川へー3つのCの実現ー」として、チェンジ、チャレンジ、チャンス掲げております。次に3の「基本的視点」につきましては、施策を推進するため、記載がございます(1)～(4)の4つの視点を掲げています。

次に、「第4章 基本目標と推進方策」についてでございます。新プランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標と10の課題を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開してまいります。主な取組の方向性ですが、まず、基本目標Ⅰ「あらゆる分野における女性の活躍推進」では、企業等における管理職への女性の参画促進に向けた企業等の取り組みの後押しや意識改革、女性の人材育成の推進などのほか、ワークライフバランスの取組の充実、地域に根差した男女共同参画の推進などに取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅱ「安全・安心な暮らしの実現」では、DVや性暴力などの暴力の根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実のほか、若年層を対象とした、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならない教育・啓発の強化などに取り組んでまいります。

次の、基本目標Ⅲ「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実」では、様々な場面、性別、年代を通じた幅広い層への意識啓発を進めるため、男性の家事・育児等への参画促進や、若者を対象とした性別にとらわれない生き方や働き方を考える機会の提供などに取り組んでまいります。

その下の、「第5章 計画の総合的な推進」につきましては、男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行う本審議会をはじめといたしました県における推進体制を充実させるなどして、総合的に計画を推進してまいります。

次に、資料1-2の体系図(案)をご覧ください。A3横の資料でございます。こちらは施策体系図でございますが、右側の方に新規や拡充箇所を明示してあります。こちらは説明を割愛させていただきます。ご審議の参考にしていただければと思います。

次に、資料1-3をご覧ください。こちらは答申案の本文となります。改定内容につきましては、先ほどの概要説明のとおりですが、数値目標の設定についてご説明させていただきます。答申案本文の一番最後、92ページをご覧ください。数値目標につきましては、各施策を着実に推進していくことを念頭に、健康福祉部の「いしかわエンゼルプラン」や「長寿社会プラン」、農林水産部の「男女共同参画あいあいプラン」など、関係部局の計画と整合性を図りながら設定しているところでございます。

今回、新たに設定した数値目標は、左側に記載しております基本目標の順に申し上げます。まず基本目標Ⅰあらゆる分野における女性の活躍推進といたしまして、上から6段目でございます、いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」の認定数、次の段の、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定市町数、その二段下の、父親の育児・家事の頻度（週3日以上割合）の3項目でございます。

次の基本目標Ⅱ安全・安心な暮らしの実現といたしまして、一番上の、DV被害を受けた人のうち相談した人の割合、次の段の、性暴力に関する若年層向け出前講座の実施数の2項目でございます。

その下の基本目標Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実といたしまして、上から2段目の「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合、次に、その二段下の、放課後児童クラブ登録児童数、次の段の、マイ保育園利用登録率、次の段の、保育教諭向け研修受講者数 の4項目、計9項目を設定しまして、一部関係部局と調整中の項目も含め、合計では現行プランと同じく25項目の数値目標を設けることとしております。

また、少し上に戻りますけれども基本目標Ⅰの下から4段目でございます「県職員の男性の育児休業及び育児参加休暇の取得率」の目標につきましては、石川県特定事業主行動計画が年度末に策定される予定でございます。それに向けた調整を行っている聞いております。そちらが決定して本プランに反映させていく予定でございます。いしかわ男女共同参画プラン2021（案）は以上でございます。

次に、石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画、いわゆるDV防止計画の答申案についてご説明いたします。

こちら、今回、最終案としてご審議いただきますことから、これまでの会議でのご説明と重複する点も含めまして、改めて簡潔にご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料2-1をご覧ください。石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画改定（案）の概要についてでございます。1の「計画の位置づけ」でございます。本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法に基づき、平成17年10月に策定、平成28年3月に改定いたしまして、これまで各種施策を総合的に実施してきたところでございます。

つぎに、2の「改定の趣旨」でございます。近年の児童虐待とDVが重複する死亡事例の発生等を踏まえ、令和元年6月にDV防止法が改正され、被害者保護にあたり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所が明記されましたので、法改正の趣旨を勘案し、改定を行うものでございます。

3の「改定の内容」ですが、DVと児童虐待は密接に関連することから、それぞれの被害者対応の連携強化など、県女性相談支援センターと児童相談所との連携を一層強化することが主な内容となっております。

なお、施策体系図につきましては、資料2-2として、また、答申案の本文については、その後ろにございます資料2-3として配付してございます。こちらもご審議の参考にしていただければと思います。DV防止計画の改定については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

(八重澤会長)

はい、どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見や、ご質問等ございましたら、どなたからでも発言をお願いします。特に3つの小委員会の委員長の方々は今の説明を聞いていかがでしょうか。ご自分たちのグループでお話しされていたことがちゃんと反映されているかどうか。もちろんそれ以外の、この場での気付きでもなんでもおっしゃっていただけたらと思いますけれども。

(早川委員)

単純な質問です。資料1-3の数値目標の表について質問します。これは目標年次はいつなんでしょうか。今から1年後こうなりたいという数値であれば、項目によっては厳しいものもあります。目標値というのは、どれぐらいの期間で達成する計画でしょうか。

(山岸男女共同参画課長)

はい、今ご質問いただきました92ページ数値目標の右から2番目の、目標値年度のところのカッコで囲んだ箇所でございます。

その左には現状値として、現在、一番近い数値があり、いつの値かを示す年度がカッコに囲まれているんですけども、例えば一番上の審議会でしたら、現在、令和2年度現在で42%であるものが、右の目標値でいきますと、令和12年度に50%を目指す、というような記載とさせていただいております。

以下、例えば令和12年度に25%とかそういう目標になっております。

項目によりましては、ちょっと到達の難しいものもございますけれども、高みを目指して、集中的に頑張っていくということで、それぞれの数値目標について、考え方が一つ一つあるという状況でございます。

(八重澤会長)

はい、他にいかがでしょうか。それでは、ご意見がないようですから、ただ今の説明で県へ答申するというところでよろしいでしょうか。それでは、今説明いただいた内容で答申案をよろしく願いいたします。

○議題(2) 答申文案について

(八重澤会長)

それでは次に、議題(2)に移りまして、知事への答申文案についてですが、事務局から読み上げていただきたいと思います。皆様もお手元には資料3として計画本文の後ろに

ついていると思いますけれども、これは山岸課長の方から読み上げていただけるということによろしいんですかね。

(山岸男女共同参画課長)

では、私の方から読み上げさせていただきます。資料3でございます。表題と本文について読み上げさせていただきます。

「いしかわ男女共同参画プラン2021策定案」等について（答申）

石川県におかれては、平成23年3月に現行の男女共同参画計画（いしかわ男女共同参画プラン2011）を策定し、平成28年3月には改定（いしかわ男女共同参画プラン2011改定版）を行い、男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取組の推進を図ってこられました。

また、配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画については、平成17年10月に策定し、平成28年3月には改定を行い、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指し施策の推進に取り組んでこられました。

今回、男女共同参画計画は、現行の計画期間が令和2年度末で終了するため、これまでの社会情勢や県民意識の変化、国の動向などを踏まえ、新たな計画を策定する必要があり、また、配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の改正等のため変更する必要があることから、石川県男女共同参画審議会は、昨年7月に両計画の策定等に対する意見を求められました。

当審議会では、県への意見を取りまとめるため、「小委員会」を設けて審議を重ね、パブリックコメントによる県民の方々からのご意見も踏まえ、この度、策定並びに改定案を取りまとめました。

県におかれましては、策定並びに改定案を十分に踏まえ、石川県にふさわしい計画を策定等されるよう要望し、別添のとおり答申いたします。

以上でございます。

(八重澤会長)

はい、ありがとうございました。この文案につきまして、なにかご意見ご質問がございましたでしょうか。これは全体的な方向性、本文でも重点的な箇所が記載されたものだと思います。

ご意見がないようでしたら、このとおり答申をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、この資料のとおり答申することにしたいと思います。

(八重澤会長)

はい。それでは、次に、報告事項の令和3年度男女共同参画に係る新規事業につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○報告事項 令和3年度男女共同参画に係る新規事業について

(山岸男女共同参画課長)

それでは、令和3年度の男女共同参画に関する新規事業についてご説明をさせていただきます。A3の横の資料4-1をご覧ください。

来年度は、いしかわ男女共同参画プランの策定案を踏まえまして、新たな事業を実施することとしており、プランの3つの基本目標ごとに「これまでの主な取組や現状」と「取組の方向性」をご説明させていただきます。

まず、一番左にございますオレンジ色、基本目標1「あらゆる分野における女性の活躍推進」についてでございます。県ではこれまで、男女共同参画推進宣言企業の認定制度に具体的な数値目標の設定を要件とする女性活躍加速化クラスを設け、企業の自主的な取組を促進してきたところでございますが、今後は、本県の特徴である全国トップクラスの高い女性就業率を活かし、さらなる女性管理職率の引き上げにつなげていく必要がございます。今年度実施いたしました男女共同参画に関する県民意識調査の結果によりますと、女性が管理職に昇進することについては75%の方が賛成となっております。一方で、就業分野において女性リーダーを増やす上での障害として、「家事等における家庭内の協力が不十分」との回答が最も多く、「長時間労働の改善が不十分」との回答が続いております。これらを踏まえた、下段にございます「取組の方向性」としまして、働く女性の活躍推進に向けた企業の取組みを後押しすることとしており、具体的には、加速化クラスの認定企業の拡大や経営者の意識啓発につなげるため、業界団体の会合などで先進企業の取組みを紹介する出前講座を実施するほか、認定企業等の目標達成の後押しとして、社会保険労務士や中小企業診断士などをアドバイザーとして派遣することとしております。

また、女性の管理職への登用の支援といたしまして、これまでいしかわ女性基金において実施してきた各企業の女性社員向け階層別研修に、新たに女性管理職を対象にした能力向上とネットワーク形成のための研修を加えて実施することとしております。

参考としまして、プランにおける主な数値目標を掲載しており、「女性活躍加速化クラスの認定企業数」を、昨年度末の308社から倍増させ、令和6年度末に600社とするとともに、「県内全体の女性管理職率」を、令和12年度に25%に引き上げる目標としております。

次に、中ほどの赤いところでございます。基本目標2「安全・安心な暮らしの実現」につきましても、性暴力被害のワンストップ支援センターである「パープルサポートいしかわ」を平成29年10月に開設し、これまで被害者支援に取り組んできたところでありますが、パープルサポートいしかわへ寄せられる相談の7割が20代以下の若年層に集中しております。このため、下段の「取組の方向性」としまして、若年層への対応の充実強化に取り組むこととし、新たに中学生を対象に、性暴力被害にあった際の対応や相談窓口などについての出前講座などを実施するほか、相談の心理的ハードルを下げるため、4月からメール相談を開始することとしております。

プランにおける主な数値目標としては、「若年層向け出前講座の実施数」を、令和7年度末に150講座とすることとしております。

次に、右側の基本目標3、緑のところでございます。「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革等」につきましては、これまで、県全体で意識啓発を推進し、男女共同参画への理解の促進に取り組んできたところ、今年度実施いたしました県民意識調査結果では、「男女共同参画社会」という言葉もしくは内容を知っている人が約7割となる一方で、社会全体で男女の地位が平等だと感じる人の割合は、男性が16.8%、女性が7.5%と、いずれも低く、また、男女間の意識に差がある結果となっております。

このため、下段の「取組の方向性」としまして、様々な場面、性別、年代を通じた幅広い層への意識啓発をさらに進めるため、女性だけではなく「男女が共に活躍する」という意味を込めた「トモ活」という言葉を本県独自の新しいキーワードとして、事業を一体的に展開することとしております。具体的には、家庭での男女共同参画に関するエピソードやアイデアを募集するほか、中高生による男女共同参画に取り組む先進企業等への訪問、地域において他の模範となる活動に取り組んだ個人や団体の表彰を実施することとしております。

プランにおける主な数値目標といたしましては、「社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合」を、令和7年に50%とすることとしております。令和3年度男女共同参画に係る新規事業の説明は以上です。

また、今ほどの説明の中で、今年度実施した県民意識調査の結果について、少し触れさせていただきましたが、主な結果の抜粋といたしまして、資料4-2としてお手元に配布させていただきましたので、後ほど、ご確認いただければと思います。なお、意識調査結果の全体版につきましては、本日より県のホームページにて公表しております。説明は以上でございます。

(八重澤会長)

はい、ありがとうございます。今度は具体的なことがいくつか書かれておりました。何かお気づきになられたことがありましたら、どうぞここで委員の方から質問、あるいは意見等、あるいはご感想でもおうかがいできればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(辻委員)

今ほど説明のありました目標数値に、令和6年までに女性活躍加速化クラス認定企業数600社とありますけれども、これについて例えば、令和3年度に何社で、令和5年には何社、というような中間報告をするんですか。

(山岸男女共同参画課長)

はい、女性活躍加速化クラスにつきましては、年に2回認定書の交付式をさせていただいております。その際に、交付式の時点で何社になりましたということは随時ご報告させていただく予定です。

(辻委員)

わかりました。次に中ほどの性暴力に関する若年層向け出前講座の実施数が令和7年に150校とあるものについて、現状値が本体プランの92ページでは横棒になっているんですが、これはゼロ校ということですか。

(山岸男女共同参画課長)

はい、ありがとうございます。こちらは、令和3年度から新規に実施する事業でして、現段階では事業の実績がないということでございます。

(菅村委員)

数値目標で女性活躍推進法に基づく推進計画の策定市町数というのがあり、現状は12市町で策定済みとのことですが、県内には19市町がありますよね。残りの7市町はどこになるのでしょうか。教えてください。

(山岸男女共同参画課長)

女性活躍推進法に基づく推進計画ですけれども、現在策定済みなのは、市はすべての市で策定しております。あとは中能登町が策定しており、残りは未策定ということになっております。

(中村委員)

2つあって、1つは確認なんですけれども、基本目標1のところ、女性就業率が全国トップクラスということで、平成27年の国勢調査の数字が出ていますが、一番新しい結果はまだ公表されていないということでもよろしかったですかね。

(山岸男女共同参画課長)

はい。昨年、令和2年に国勢調査を実施しておりまして、この結果が公表されるのが、おそらく令和4年になると思われまして。

(中村委員)

もう1つなんですけど、今度「トモ活」という新しい取り組みをされるということで、表彰制度を創設されるということなんですけれども、対象としては推進活動に対するものということですが、どんな活動をイメージされているのか、教えてください。割と広い範囲で、企業、学校、あるいは地域とかいろいろあると思うんですけども、どんなものをイメージして作られた制度なのか教えてください。

(山岸男女共同参画課長)

はい。この制度につきましては、今から制度設計をしっかりとしていくつもりではございますけれども、現段階のイメージとしましては、幅広く男女共同参画の推進に資する活

動を、ある程度の期間、主体的に行っていただくものです。他の模範となる活動とっておきまして、例えば、推進員の方ですとか、市町の審議会の方ですとか、関係団体ですとか、いろんな方が考えられますけれども、これからしっかりと詰めていきたいと思えます。

(中村委員)

ありがとうございます。先ほどのプランでも非常に幅広い分野に多岐にわたっているの、例えば、どんなことをしたら表彰してもらえるのかというイメージが分かった方が、活動しやすいと思いますので、別に表彰してほしいからというよりも、声掛けの意味で制度を周知する際に、具体的な例などを示していただいた方がわかりやすくいいのかなという風に思います。

(八重澤会長)

どうぞ、ご参考になさってください。

(早川委員)

希望です。周知していく段階で、これまではチラシやポスターなど紙媒体が主でした。これからは、トモ活なども動画をクリックして視聴するような形でオープンにしていくと具体的に伝わるのではないのでしょうか。ぜひ、この時代にあった画期的な方法で、周知を進めていただきたいです。

(谷田委員)

失礼な質問かもしれませんが、基本目標3のところ、男女の地位の平等に関する数値目標が現状から見ると、実現が難しい高いものと感じますが、そのあたりどのように考えているのでしょうか。

(山岸男女共同参画課長)

はい、大変難しいと思っておりますが、国の第5次男女共同参画基本計画におきましても、今回この項目を新たに設置しております。国の方は、ほぼ全てを目標としつつ当面50%を目標としているところでして、県も国に倣って頑張りたいということでございます。

(谷田委員)

今、ちょうど人事異動の発表の時期で、県内市町の女性管理職の率も3割を超えたというような自治体もあるとニュースに出ておりましたので、県や市町など行政が具体的に数値を決めて取り組んでくれば、(民間も)ついてきてくれるのかなという思いもありますので、ぜひお願いしたいと思えます。

あと、トモ活のことなんですけども、県の方でこのように取り組んでいくということ、各市町の方にトップダウンではないですけども、情報提供し一緒に取り組んでいくのでしょうか。それとも、県が独自に取り組むことなのでしょうか。

(山岸男女共同参画課長)

市町さんは各市町における男女共同参画計画というものを策定しておりますので、県の計画をやれということではなく、あくまで市町の計画に従って取り組んでいただくのが筋なんですけども、毎年5月頃に市町の担当者の会議を開いておりますので、その中で県の取り組みを紹介したりしております。また、例えば、推進員さんは県と市町の推進員を兼務していたりしますので、連携して県と市町の取組を啓発するなどしていきたいと思っております。

(糸崎委員)

今回の県民意識調査で、奥能登、加賀など地域的な差というものを県として把握しているのかなと思いました。目標がある程度達成できているところは、頭打ちが来るのかなと思ったので、いわゆる弱いところ、なかなか取組が進んでいないところ、それは(女性活躍推進法の)推進計画が策定されている、されていないというところに表れているのかもしれないんですけども、進んでいないところを県としても重点に支えていくと良いのではないかと。例えば、認定企業になっている企業がすくないエリアがあればサポートできるというような体制を市町と連携しながら組んでいくことで、なかなかハードルが高いという数値目標も少しずつ目標に近づけるのかなと思います。

もう1つ、基本目標2にメールによる相談の開始とあるんですけども、(これまでの)電話による相談から、まずはメールという風になったんだと思いますけども、相談の多い若い方というのはメールを使う文化がないのかなと思いますので、今後、発展的にメール以外ということもご検討いただけたらというお願いになるんですけども。

(山岸男女共同参画課長)

メール相談につきましては、昨年度、今年度と少しずつ試行を重ねまして、令和3年度から本格的に開始するということにさせていただいております。SNSなどいろんな手段があるかと思いますが、まずはメール相談にて対応させていただきまして、今後、状況を見まして、その他の可能性については検討してまいりたいと思っております。

(八重澤会長)

それでは、皆さん考えている間に私のほうから。男女共同参画推進員の方がいらっしゃいますよね。数値目標を達成するためには、地域での啓発のキーパーソンになると思うんですけど、その方達がうまく市町と連携できるようなオリエンテーションというのはされているのですか。

(山岸男女共同参画課長)

はい。男女共同参画推進員の方達につきましては、まず推進員に委嘱させていただく時に講師などによる研修をさせていただいているんですけども、28年度からは啓発力向上研修という実践的な啓発力を磨く研修を毎年、加賀地区、能登地区で行っているところで。その際には一緒に集まっていただくことで推進員同士や市町とのネットワークづくりも図っていただくような取組をさせていただいております。

(八重澤会長)

今の質問は、推進員の方の研修ではなく、市町職員の方がうまく推進員の方を使いこなすような、連携するスキルを身に付けるような研修。推進員の方は、県のこの資料を見て、こういう啓発をしたらいんじゃないかとか思うかもしれないけど、自分からは言い出せないかもしれないから、役所の方から近づいていって推進員のアイデア・意見を引き出すような、推進員の能力を上手に引き出す、活用するようなことがあればいいなと思った次第です。

(山岸男女共同参画課長)

ありがとうございます。先ほどご説明した研修は、市町の担当者の方も併せてお呼びしております。一緒に受講いただくことで連携について検討いただくというふうにしているところでございます。

(八重澤会長)

ありがとうございました。その他にはいかがでしょうか。田中委員、いかがですか。感想等でご結構です。

(田中委員)

本当にいろんなことを考えてくださってありがたいなと思って今日お聞きしていただきました。PTAの代表として、子ども達が安全に暮らしていくというところを大切にしたいと思って聞いていたんですけども、若年層の性暴力被害の対応について、子ども達は来所して相談しない世代というのはもちろんのこと、電話も苦手という子が多くて、メールも見ないという子がほとんどなんです。我が家や周囲の子ども達を聞いていても、困ったという時に最初にするのはインターネットで検索することなんです。先ほどちょっと、検索させていただいたんですけど、子どもが不安になった時に使うであろうワードで検索してもパープルサポートいしかわに辿り着かなかったので、まず、子ども達がぱっと思い浮かぶ言葉で辿り着くような設定ができないかと思ったことが1つ。それと、やはりLINEで相談するというのが、あの子ども達は一番いいんだろうなと思います。先日、自殺対策の方で話を伺っていた時に、子ども達・若い世代が相談するのは、こんな日中ではなく深夜が多いということも聞いたので、メール相談もそうなんですけど、こんな事で不安になったと言って送った後のタイムロスってどうなのかなと気にかかっています。きわ

めて深刻な事態が起こり得る分野だと思ったので、お忙しいとは思いますが、なんとか子ども達が相談しやすい体制が整うといいなと思います。

(山岸男女共同参画課長)

ありがとうございます。性暴力被害の相談につきましては、私どもとしましては、まず、表情や声や仕草を見て話したいというのがございまして、面接・電話を重視しているんですけども、それでもハードルが高いという方のために、メールを開始することにしております。ただ、メールですと文字だけの情報になりますので、そこから文字だけで読み取るということは、私たち、慎重にやらなければいけないと思っていますので、返信には時間を取らせていただくことになるかと思っています。

(福村女性相談支援センター所長)

今、課長がお話ししたように、本当に慎重な対応が求められることで、確実に次につながってしっかりと支援ができる、助言ができる体制でまずは運用してみたいということで、メール相談というのをまずは運用させていただいて、次の手段があるのかというところは、また、様子を見ながら考えてみたいなというふうに思っております。

(山岸男女共同参画課長)

小学校4年生から6年生、それから中学生、高校生の方にそれぞれの年代に合わせた性暴力のリーフレットをお配りしております。小学生ですと小さいカードになっております。そこに、水着で隠れる部分は触らせちゃダメだよですとか、何か困ったことがあれば相談してねと相談先を記載しております、そういったところから相談につながればと思っております。

(八重澤会長)

いろんなやり方で相談に結びつけるということによろしいですか。はい。その他には。

(久保委員)

今の事に関連して発言します。私は女性等に対する暴力などをテーマとする第3小委員会の委員長でした。DVの被害に遭われている方が相談できるようにすることはもちろん大切なことなんですけど、加害者への対応、そして加害者を出さないようにするための対策も大切と考えます。DV防止計画の最後から2ページ目のところに、そのような「加害者の更生プログラムはまだ確立されていない」という内容が記載されております。イジメに典型的に見られる子ども同士の問題でも同じことが言えますが、被害者を出さないためには、加害者を出さないということが大切かと思っています。その対策についても今後は積極的に行っていただきたいと思っています。

それから、どうやって(被害者を)見つけるかというところで、なるべく早くさまざまところから見つけられるのがよいと思います。これまでも教育関係の方々、医療関係の

みなさんのご協力を得てきたことはもちろんですが、その範囲を少し広げてみるとより効果的と考えます。例えば、少し話が飛ぶように思われるかもしれませんが、DVが発生している家庭で犬や猫などのペットが飼育されている場合には、家庭内で弱い立場にいる人が虐待を受けるのに加えて、さらに弱い立場であるペットに対する虐待が起こる可能性もあると聞きます。そのことに真っ先に気づくことができる立場の人には例えば獣医師という方々がいます。獣医師のみなさんと動物虐待が疑われるケースについての情報共有ができるような工夫ができれば被害者を早く発見できる可能性が高まります。これまでも様々な工夫がなされてきたこととは思いますが、そこで止まることなく、今後もより多角的な視点から、早く気付くための方策を探っていく必要があると思います。どうかよろしく願いいたします。

(早川委員)

小さな報告をさせていただきます。昨日驚いたことがあります。官公庁人材政策室から、私の関係する小さな団体に直接メールが来ました。書かれていた内容は、第5次男女共同参画基本計画が12月25日に閣議決定されたとあり、その趣旨に基づいて、役員や管理職に女性職員を登用することや、女性の職域拡大の推進に取り組むことを所属の事業所へ周知することへの協力要請です。こういったメールが来ることに驚いたんです。もしかしたら、JOCの問題などが尾を引いていて、こんな小さな団体でも、とにかく女性役員の人数を増やせと全国にメールしているのでしょうか。目標値を上げることで行政府も大変なんだなと思います。小さな団体にまでこういう案内が来る時代になったんだなと感じています。人数を増やせばいいというものでもないですね。それでも、日本の国は一日も早く女性の役員の数を増やしたいんだと感じています。

(八重澤会長)

今、ジェンダーアクションにつきましては、非常に国内外で日本に注目が集まっているところですが、私たちの小委員会でも喧々諤々といろんな課題について議論してきたので、とにかく次の世代には女性とか男性とかにこだわらないでいい世の中にするという趣旨でプランを進めていきたいと思う訳です。取組が進んでいる分野もあれば、まだまだの分野もありますから。でも、気が付いてみたら、皆同じ方向に引っ張られていて進んでいるという風なことがいつか来るといいなと思いますが、山岸課長はいかがですか。

(山岸男女共同参画課長)

会長のおっしゃる通りだと思います。まだまだ日本は世界の動きに対して遅れていると言われておりますので、少しずつでも歩みを進められたらいいなと思います。

(高橋委員)

海外の注目が集まっているという、この勢いを活かして、今、そういう意味ではチャンスなのかなと思っています。ちょうどこのタイミングで国の第5次基本計画も出て、今ま

でなく報道も多かったように思います。これがまた、各自治体に降りてきて、今日、県の計画を答申するということですが、最後に1つお願いをすれば、県としてのリーダーシップをぜひ県内の市町に発揮していただきたいということで、先ほどもいろいろな研修で市町の方も呼びしてという話もありましたので。

昨日、うちの勤務先にも国の第5次男女共同参画基本計画が策定され、教育機関にも女性の参画が求められるという文章が来た中で、総務省が地方公務員の働き方改革の中で作成した、ダイバーシティ・働き方改革ガイドブックというファイルがたまたま添付されておりまして、例えば、地方自治体で男性の育休取得を促進するための好事例が載っている。それで、1つはやはり首長さんのリーダーシップが非常に大事だということで各地の事例なども載ってありました。その意味では、先ほど県民意識調査でのエリアごとの差はどうであろうかというご質問があったと思うが、平等感の意識でまだまだ課題がある地域や、町で女性活躍推進法に基づく計画がなかなかたてられないといったエリアへの、県のより強力なサポートが首長さんを通じての働きかけや支援という形でしていただくと全体的に5年後の数値がよりアップするのではないかと。根拠法がいろいろと出てきている中で、県としても働きかけやすい環境があるかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

(高田委員)

数値目標の評価、例えば、女性管理職比率の数値というのはベースが非常に影響するので、ベースを補正した数値を出さないと、本当の意味でなっているとはいえない。それと、管理職を増やそうとした時に、試験を行うときの年齢制限に育児休業期間中を加算しているかどうか。それが意外と抜けているんですね。4年取ったら、4年。本来36歳までだったら40歳まで上げるとかですね。そういう取り組みも必要でないかと思います。僕の分野のところは女性管理職比率40%超えていますので、例えば、医者の場合は育休で休んで期間は絶対に引かずに昇進させるとかですね。細かいところに気を遣っていかねばならないと思います。それと金沢市は今年、男性の育児休暇が一番の大きな課題で、全市的に取り組んだところです。

(北野委員)

知っていただくことが大事かと思います。周知の手段として、我々や会議所さんもそうですが、いろいろな方面に声掛け・情報提供して周知していただくことが大事なのかなと思います。

(中田委員)

緑色の基本目標3のところ、表彰制度を新しく取り入れるということで、工夫されるんだなと思って聞いていました。我々としても表彰してみたりといろいろやってみるんですが、うまいこと広がっていかなくて、表彰を受けられるから活動を頑張るということにつながらなくてですね、その理由としては、県民意識調査の男女の地位の平等感が低いと

いう意識にあるように、なかなかやってみようと思う人が少ないということがネックになっているのかなと思います。表彰制度を運営していく時には、他制度の関連などもフィックスしていかないと労力に見合った成果がでないのではないかなと思いますので、そういった点も考慮いただければと思います。

(久藤委員)

私からお伝えしたいことを書いて持参したんですけど、目が悪く読みづらいので、課長さんから読んでいただけないでしょうか。

(山岸男女共同参画課長)

久藤委員は社会福祉法人篤豊会の理事長をされておられまして、その取り組みをご紹介したいとのことなので、読み上げさせていただきます。実は、内閣府の「女性が輝く先進企業表彰」という表彰制度が7年間の限定的なものとして今年が最後の年だったんですけども、最後の年度に篤豊会様が内閣府特命担当大臣表彰を受賞されました。(委員より拍手) それも含めまして私が代わりにご説明させていただきます。

篤豊会様は、2018年いしかわ魅力ある福祉職場認定制度、これは健康福祉部の制度ですが、こちらに認定されております。こちらは新規採用者の育成計画や資格取得の支援、時間外労働削減の取組など人材育成の取組でございます。

同じく2018年石川県ワークライフバランス知事表彰の優良企業賞を受賞されております。こちら健康福祉部の制度でございます。所定外労働時間削減の取組や有給休暇取得促進の取組、育児休業の取得率など取組内容の審査を受けて優良企業賞を受賞されたとのこと。そして、2019年、厚労省の女性活躍推進法に基づく取組で、取組の優良な企業を認定します「えるぼし」制度の三段階中の三ツ星を取得されました。えるぼしは現在でも県内で8社程度しか認定されていないと承知しております。女性の平均勤続年数や時間外労働の時間数、管理職における女性の割合を一定数上回る企業のみを認定する制度として、福祉分野では県内初の受賞となっております。2020年、同じく厚労省の女性活躍推進法が改正されまして、えるぼし認定制度に、三段階のさらに上にプラチナえるぼしという段階が設けられまして、篤豊会様は全国で3番目、県内ではもちろん初ですが、認定されました。さらに厳しい基準ですが、その基準をクリアされて認定されております。こういった取組が評価されまして、2020年に先ほど申し上げました内閣府の女性が輝く先進企業表彰内閣府特命担当大臣表彰を受賞されました。こちらは、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員や管理職への女性の登用を推進するため取り組む実績及びそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰するものでありまして、この制度は女性が輝く社会の実現に寄与することとしております。篤豊会様、12月に総理官邸に赴きまして、当時の橋本大臣から表彰を受けられ、今年1月8日には知事を表敬訪問されたところでございます。また、つい最近に新聞にも掲載されておりましたが、加賀市の優秀企業の顕彰を受けられました。こちらは加賀市で優れた技術を有している企業や就業環境を向上させる先進的な取組を行っている事業所を対象とした顕彰でございます。

これからも女性が活躍しやすい就業環境づくりに注力し続けるということで代読させていただきました。

(久藤委員)

どうもありがとうございます。自分ですればいいんですけども、ちょっとおこがましくて。どうしてこんな事業ができたのかと言いますと、人材不足ということがまず第一でございまして、女性が働く職場としまして、なんとか長続きするようにと考えていろいろ考えました。女性が成人して結婚されて子育て、そして旦那さんが帰ったら家庭に居るという中で、福祉施設は夜勤がありますので、時間差で勤務日程を作って、一人ひとりの時間に合わせて時間差で勤務していただく体制を作りまして、1人でも多く退職せずに続けていただくことを目標に、一生懸命、職員全員で考えましてこのようになったものです。ご報告いただいております。

(八重澤会長)

実践されている例ですので、先進的な参考例として活用されていけばよいと思います。本当に受賞おめでとうございます。

(西田委員)

今ほどのお話はとても大事だと私も思います。男女関係なく働き方改革を進めることが男女共同参画、女性活躍につながっていくんじゃないかなと思います。時間外労働というのは、私は金沢商工会議所の事務局長をしておりますけども、残るのが当たり前になってくる、本当は1日8時間の中で仕事すべきなんですけども、慣れてくるとそれが崩れて、時間外労働が当たり前になってみたいのがあります。うちの方も先月から試験的に勤退管理を、ソフトを使ってやっています。何のためにどのぐらい残るか、事前申請を必ずしてもらって管理しています。それで、かなり時間外勤務がなくなりましたし、1日8時間、どういうスケジュールで自分が仕事していこうかという意識が少しずつ芽生えてきているんじゃないかと思います。ですので、例えば、保育園に預けていて18時に迎えに行かないといけないということになると、就業時間が17時までであればお子さんを迎えに行くのは、旦那でも奥さんでも行くことができるわけです。そういう働き方ができないと、お迎えも行くこともできませんし、特に女性の方が管理職になっていく時には、きちんと勤務時間がコントロールできるようにするということが当たり前じゃないと、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

(能木場委員)

婦人会の方も女性が割と高齢の方が多いいんですけども、そんな中で今年、順番が当たって各校下の会長さんを引き受けて下さる方に、30代の方が居て、とても嬉しいことで、こんな方は初めてです。もちろんお仕事も持ってみえて、地域でいろんな事に挑戦してみたいとおっしゃって引き受けてくださったそうです。婦人会長になってどうしたいですか

とお聞きしたら、男女共同参画も勉強したいんですと、とても前向きな回答をいただいた婦人会長さんが誕生するということで、私は本当に嬉しく思って期待しています。

(松崎委員)

基本目標3の社会全体における男女の地位が平等と感じる人の割合の目標50%が本当に高いと、私も思っていました。そのためにも、前から申し上げているのですが、まずは社会のリーダー、政治家、首長、会社の経営者、そういった方がまずは真剣に考えて、先ほど早川さんもおっしゃってましたけど、数字だけではなくて、本質的な部分を捉えて本気でこれをやった方が世の中のためにいいよと率先して行動してくれることを願っておりますし、同時にプランの目標達成に向けても皆で頑張らなきゃいけないなという風に思っております。そんな中で県の職員の皆さんも日々ご尽力いただき感謝を申し上げます。これからもよろしく願いいたします。

(八重澤会長)

それでは、今日、予定していた審議が全て終了いたしました。これを持ちまして、マイクを事務局にお返ししたいと思います。ずっとコロナの中でのプラン審議ではございますが、みなさまには多大なるご尽力をいただき、本当に実のある審議ができたと思います。ありがとうございました。それでは、マイクをお返しします。

(清水県民文化スポーツ部長)

八重澤会長さんをはじめまして、委員の皆様方には、7月以来長期間にわたりご審議いただきましたことをあらためて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

今ほど来年度事業を課長から説明させていただいた後に、さまざまなご意見、事業を進めるにあたって大事にすべき視点、工夫、アイデアをいただきました。すべてがすぐにといいわけにはいかないこともあろうかと思えます。しかしながら、いただいたご意見をしっかりと受け止めまして、一つずつ進めていければと思います。県としましても、性別にとらわれることなく、すべての人が個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。今後とも本県の男女共同参画の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

(大滝男女共同参画課参事)

本日は、誠にありがとうございました。

先ほど委員の方からのご質問の際にご紹介した性暴力被害支援に関するリーフレットをお手元に配布させていただきます。

また、お手元にお配りしております「石川県男女共同参画推進状況報告書」は、本来であれば、当審議会でご説明をするところですが、県民意識調査の結果や、審議会における女性の登用状況など、新プランに盛り込んでいる内容でございますので、重複する部分が多くございます。本日は、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

きますようお願いいたします。

○閉会

(大滝男女共同参画課参事)

これもちまして、令和2年度第2回石川県男女共同参画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。